

第2編 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画は、「生活排水処理編」として別に編纂する。

資料編 地域防災計画における廃棄物等処理計画

(第5章 災害応急対策計画)

第14節 廃棄物等処理計画

災害時における被災地のごみの収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物処理処分及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、次に定めるところによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、樹木等の除去については、第5章第20節「障害物除去計画」による。

1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿

ア 災害地における廃棄物等の処理は、市（経済環境対策部）が実施する。

イ 市のみで処理することが困難なときは、他市町村及び道に応援を求めて実施する。

(2) 死亡獣畜

ア 死亡獣畜の処理は、所有者が行う。

イ 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することが困難なときは、市が実施する。

2 廃棄物等の処理方法

ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理については、おおむね次に定めるところにより実施する。

なお、収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、重点的に被害地域の収集を行うほか、多くの被災者が収容されている避難所について優先的に対応する。

(1) ごみ及びし尿の処理基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項並びに伊達市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成7年条例第28号）に従い所要の措置を講ずる。

なお、基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

ア ごみ及びし尿処理施設

ごみ、廃棄物及びし尿処理施設は、次のとおり。

ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
西いぶり廃棄物広域処理施設	室蘭市石川町22-2	0143-59-0705

し尿処理施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
終末処理場	伊達市長和町48番地 1	23-5915

(2) ごみの収集、処理の方法

ア 収集

被災地の住民に協力を要請のうえ、台所の生ごみ類など感染症の源となる汚物から順に収集し、一般的なごみは、その後に収集する。また、災害の状況により市清掃能力をもっても完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し被災地のごみの収集に万全を期する。

イ 処理

西いぶり廃棄物広域処理施設を使用し、災害の状況により市地域内に一時貯蔵し、後日処理場で処分する。また、リサイクル等資源の再利用にも配慮を行う。

(3) し尿の収集、処理の方法

ア 収集

被災地域の完全収集にあたるが、被災地域での処理能力が及ばない場合は一時的に便槽内量の20～30パーセント程度の収集を全戸に実施し、各戸の便所の使用を早急に可能にする。

イ 処理

下水道終末処理場を使用して完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

また、市のみでは対応できない場合は、他市町村及び道に応援を要請する。

(4) 死亡獣畜の処理

ア 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して、埋却及び焼却等の方法で処理する。

イ 移動できないものについては、胆振総合振興局保健環境部長の指導を受け臨機の措置を講ずる。

ウ ア、イにおいて埋却する場合にあっては1メートル以上覆土する。